

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年 7 月 12 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）大津びわこ競輪場跡地商業施設 大津市二本松字立原 48 番地 1 ほか

2 意見の概要

(1) 大津市からの意見

ア 地元の学区自治連合会長および自治会長に事業内容を説明されたい。また、当該自治会等からの要望があれば、適切な対応をお願いしたい。

イ 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。

ウ 周辺道路および施設内が混雑しないよう対策をお願いしたい。

エ 施設内の警備については、特に夜間時間帯は徹底し、犯罪や事件が起こらないよう監視カメラの設置等により死角が来ないよう管理をお願いしたい。

オ 視覚障がい者や高齢者が事故にあわないよう施設内について明確にわかるよう表示による安全啓発をお願いしたい。

カ 造成工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止についての措置を具体的に示し、十分な対策を講じること。

キ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）および大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成 10 年大津市条例第 27 号）に規定する特定建設作業を行う場合は、各法令等に定める期日までに特定建設作業実施届出書を提出すること。

ク 土壌汚染の未然防止の観点から、造成等に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること。

ケ 環境部環境政策課に提出された大規模建設等事業の事前配慮届出書に記載の事前配慮事項を遵守すること。

コ 設置される施設・機器の内容によっては、騒音規制法等の環境法令に定める特定施設等に該当する場合があるため、必要な場合は、各該当法令に定める期日までに届出書を提出すること（法令によっては、施設の設置工事の 60 日前までに届出が必要なものがある。）。

サ 特定施設等を設置する場合は、敷地境界において騒音の規制基準を遵守すること。

シ 当該店舗から排出されるごみについては、事業系廃棄物ゆえ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 3 条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託も含む。）等するとともに、家庭用ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第 2 条に規定する廃棄物については安全かつ適正に処理すること。

ス ごみの減量化、再資源化に努めること。

セ 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成 6 年大津市条例第 17 号）第 30 条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。

ソ 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成 6 年大津市規則第 45 号）第 16 条の保管基準を遵守すること。

タ 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。

チ 当該店舗の営業開始次第、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 16 条の 3 に定めるところにより事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、同条例第 16 条の 4 に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。

ツ 屋外広告物について、申請地の一部が、都市公園として供用開始された場合、都市公園部分は、屋外広告物許可地域が第 3 種許可地域から禁止地域に変更となるため、留意すること。

テ 平成 30 年 8 月 17 日付けで未来まちづくり部まちづくり計画課より付している大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドラインに基づく届出に係る意見について遵守すること。

ト 大津市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成 24 年大津市条例第 6 号）、大津市開発許可制度に関する基準および都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく平成 30 年 11 月 1 日付け大津市指令未開第 30033 号の内容およびその許可条件を遵守すること。

ナ 繁忙期（オープン時を含む。）には周辺の道路状況に合わせて交通誘導員を増員し、車両だけでなく歩行者に対しても安全確保に努めること。

- ニ 出入口の周知を徹底するため、広域的に誘導看板を設置すること。
- ヌ 店舗に起因して周辺道路に渋滞が生じた場合は、誘導方法および経路の見直しを図るなど、適宜、道路管理者と協議を行い、対応に努めること。
- ネ 実現可能な交通に伴う要望等については、状況に応じて対処すること。
- ノ 左折の入退場を徹底させるため場内において詳細な案内板を設置すること。
- ハ 当該届出地の出入口に面する道路は、志賀小学校、皇子山中学校の通学路であることから、児童・生徒の登下校時における車両等の出入りに際し、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。また、当該校へ事前に説明願いたい。
- ヒ 危険物を貯蔵または取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。また、危険物施設を新たに設置する場合は、予防課危険物係と協議すること。

(2) 地域住民からの意見

- ア 当該施設の西側にある市道幹 2125 号線では、現時点でも朝夕の通勤時間帯や土曜日・日曜日には慢性的に渋滞が発生している。この渋滞解消のため、右折レーンの延長、信号時間の調整が必要と考える。
- イ 地元住民の商業施設利用に当たっての利便性の向上と交通安全を図るため、市道幹 2125 号線に歩道の整備が必要と考える。
- ウ 県道大津下鴨線においても、錦織三丁目交差点付近では、土曜日・日曜日には激しい渋滞が生じている。この渋滞を緩和するために、当該交差点に右折レーンを設置する必要があると考える。
- エ 滋賀県、大津市が主催する住民説明会を行うべきである。
- オ 当該施設東側に計画されている県道高島大津線の車両出入口の設置を再検討すること。
- カ 県道下鴨大津線への車両増加を軽減させること。
- キ 当該施設が深夜 12 時まで営業することはふさわしくない。夜間の静謐は守られるべきであり、おそくとも午後 8 時までの営業で十分である。ゲームコーナーなどは将来も導入しないこと。
- ク 当該施設は商業施設だけでなく都市公園も併設されていることから、だれもが安心安全に利用できる施設とすべきである。点字ブロックを黄色にする、段差をなくす、トイレの音声ガイド等、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成 6 年滋賀条例第 42 号）に基づいた対応をして欲しい。
- ケ 旧競輪場は、周辺住民の緊急避難場所や指定避難場所であったので、当該施設についても引き続き防災拠点としての対応を示して欲しい。
- コ 交通安全対策に万全を期して欲しい。
- サ 地域住民のいこいの場を十分に確保して欲しい。
- シ 市道幹 2125 線の道路拡幅や競輪場側歩道の設置が必要である。
- ス 競輪場西側出入口は安全上も渋滞対策上も設置するべきではない。
- セ 市道幹 2125 線の競輪場北側（柳川北付近）の横断歩道に信号機を設置する必要がある。
- ソ 施設オープン時以降も交通誘導員を配置する必要がある。
- タ 隣接する中規模スーパーへの影響を考慮して、大型スーパー建設について十分審議して欲しい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 令和元年 7 月 12 日から令和元年 8 月 12 日まで